

病児保育事業

指導監査基準（令和 7 年 9 月 1 日適用）

荒川区子ども家庭部子育て支援課指導監査係

指導監査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

目 次

1	事業内容	1
2	届出内容の変更	1
3	対象児童	1
4	施設要件	2
5	建物設備の安全、衛生	2
6	職員配置	2
7	保育業務	3
8	虐待等の行為	3
9	保護者との連絡状況	3
10	児童の安全管理の状況	3
11	事故発生時の対応	4
12	医療機関との連携	5
13	非常災害	5
14	感染防止の措置	5

〔凡例〕 以下の関係法令、通知等を略称して次のように表記する。

	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	令和7年3月21日副区長決定「荒川区病児・病後児保育事業実施要綱」	区実施要綱
4	平成26年9月5日雇児発第0905第5号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」	雇児発0905第5号
5	昭和25年5月24日法律第201号「建築基準法」	建築基準法
6	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号
7	昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」	児発第418号
8	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」	30福保子保第3635号
9	令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について（通知）」	5福祉子保第3004号
10	令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	6福祉子保第5649号
11	令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第44号（事故報告）
12	令和7年3月21日こ成安第45号、6教参学第52号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	こ成安第45号（事後検証）

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 事業内容	荒川区病児・病後児保育事業（以下「事業」という。）は、現に保育所等に通所中の児童が病気の回復期等で、集団保育を行うことが困難な期間に当該児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とし、事業類型は次に掲げるものとする。 （１）病後児対応型 以下の状態の児童を対象とする。 ア 日常にかかる疾患 （ア）鼻水や咳等の症状が続き機嫌が悪い症状について、与薬し安静にすることにより回復が見込まれる状態 （イ）口内炎や喉の痛みがあり食事を取りづらい症状について、与薬し安静にすることにより回復が見込まれる状態 （ウ）その他、日常にかかる疾患について症状が継続しているが、与薬し安静にすることにより回復が見込まれる状態 イ 下痢及び嘔吐症状の疾患 感染力がなくなり症状が安定した状態 ウ 気管支炎及び喘息等の呼吸器系疾患 定期的な吸入、与薬し安静にすることにより回復が見込まれそうな状態 エ 麻疹、水痘等の感染性疾患 感染力がなくなり症状が安定した状態 オ 骨折等の外傷性疾患 ギブス固定などにより運動制限がある状態 （２）病児対応型 上記（１）ア～オまでの状態に達していないが、症状が軽度であり入院治療の必要がない状態の児童を対象とする。	1 事業の内容は適切か。	1 区実施要綱第1条、第3条	1 事業内容が適切でない。	C
2 届出内容の変更	施設の届出事項に変更が生じたときは、変更届を提出することが必要である。 <変更届出事項> ア 事業の種類及び内容 イ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） ウ 条例、定款その他の基本約款 エ 職員の定数及び職務の内容 オ 主な職員の氏名及び経歴 カ 事業を行おうとする区域（区の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、区の名称を含む。） キ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員 ク 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	1 届出事項の変更を届け出ているか。	1 児童福祉法第34条の18第1項 児童福祉法施行規則第36条の38	1 届出事項の変更を届け出していない。	C
3 対象児童	事業の対象者は、荒川区内に住所を有し、かつ、保育所等に通所中の満1歳以上の児童であつて、次の要件をすべて満たすもの（以下「対象児童」という。） （１）病気回復期又は病気療養中であること。 （２）医療機関の医師等により症状が軽度と判断され、医療機関による入院加療の必要がないこと。 （３）保護者（他に対象児童を養育する者がいない者に限る。）が次のいずれかに該当すること。 ア 都合により勤労せざるを得ない場合 イ 疾病や出産で入院する場合 ウ 家族の疾病等によりその介護に従事する場合 エ 事故や災害にあった場合 オ アからエまでに準ずるやむを得ない事情があり、区長が特に必要と認めた場合。	1 利用する児童は本事業の対象となる児童か。	1 区実施要綱第4条	1 本事業の対象とならない児童が本事業を利用している。 2 本事業の対象となる児童であることの確認がなされていない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 施設要件	この事業の実施施設は次に定める基準を全て満たすものとする。ただし、平成21年4月1日以前に事業を開始した実施施設においては、努力義務とする。 (1) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。 (2) 保育室の面積は、利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、観察室又は安静室の面積は1室当たり3.3㎡以上とすること。 (3) 対象児童専用の調理室を有すること。ただし、区長が認める場合は、本体施設等の調理室と兼用することができる。	1 必要な設備を有しているか。	1 区実施要綱第14条(1)～(3)	1 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有していない。 2 静養又は隔離の機能が不十分である。 3 児童1人あたりの基準面積が不足している。 4 調理室を有していない。	C B B C
5 建物設備の安全、衛生	1 設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。 2 利用者が使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 建築物 3年毎(※) 建築設備 毎年(※) 防火設備 毎年(※) 昇降機 毎年 ※300㎡を超える規模の又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。ただし、平屋建てで500㎡未満のものは除く。	1 構造設備に危険な箇所はないか。 2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。 1 保育室、便所等設備が清潔であるか。 2 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔であるか。 1 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。	1 雇児発0905第5号 2 保育所保育指針第3章3、4(1)イ 1 保育所保育指針第3章3 1 保育所保育指針第3章3 1 建築基準法第12条第1項～第4項	1 構造設備に危険な箇所がある。 2 備品が損傷して危険がある。 3 危険物が放置されている。 4 構造設備その他にやや危険な箇所がある。 1 採光・換気等が悪い。 1 衛生上、著しく問題がある。 2 衛生管理が不十分である。 3 衛生上、著しく問題がある。 4 衛生管理が不十分である。 1 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	C C C B C C B B B
6 職員配置	実施施設には、看護師等(准看護師を含む。)を1人以上配置するとともに、おおむね3人の利用児童につき1人以上の保育士を配置しなければならない。	1 看護師等、保育士の配置は適正か。	1 区実施要綱第15条	1 預かる児童に対して、看護師等・保育士が不足している。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
11 事故発生時の対応	2 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても子供の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子供については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。 ・児童の顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 ・照明は児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかり確認できること。（採光、布団等が顔にかぶってないか。） ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。（0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい） ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・必ず大人が見ていること。（子供から目を離さない、子供全員が見える位置につく、死角を作らない。） ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子供を一人にしない。（子供だけにしない） ・保育室内の禁煙を徹底する。 ・日々、個々の体調確認の徹底（個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等） <参考>「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について（平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡） <参考>「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月 内閣府）	1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか 2 睡眠時チェック表を作成しているか。	1 保育所保育指針第2章1(3)ア第3章1(3)イ第3章3(2)ア、イ 2 児発第418号通知 3 雇児総発第402号通知 5 30福保子保第3635号通知 6 5福祉子保第3004号通知 1 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ 2 児発第418号通知 3 雇児総発第402号通知 4 30福保子保第3635号通知 5 5福祉子保第3004号通知	1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 2 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。 1 睡眠時チェック表を作成していない。 2 睡眠時チェック表の記録が不十分である。	C B C B
	1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、記入時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 （事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。）	1 保育所保育指針第3章1(3)ア 2 6福祉子保第5649号（発生対応） 3 こ成安第45号（事後検証）	1 事故発生後の対応を適切に行っていない。 2 事故発生後の対応が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 次に掲げる事故等が発生した場合には区に報告すること。 ①死亡事故 ②意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） ③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ④感染症もしくは食中毒の発生または発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 ⑤迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑥その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1カ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果においては、作成された第2報告すること。	1 報告対象となる事故を区に、速やかに報告しているか。	1 区実施要綱第17条 2 こ成安第44号（事故報告） 3 こ成安第45号（事後検証）	1 事故報告が行われていない。 2 事故報告が速やかに行われていない。	C B
12 医療機関との連携	児童の病態の変化に的確に対応するため、医療面での指導及び助言を行う医師をあらかじめ選定し、連携体制を整えること。	1 医療面での指導、助言を行う医師をあらかじめ選定し、連携体制を整えているか。	1 区実施要綱第5条第2項（6）	1 連携体制を整えていない。 2 連携体制が不十分である。	C B
13 非常災害	非常災害に備え、必要な設備を設けて、その使用方法及び非常災害時の行動計画を全職員に周知するとともに、少なくとも3か月に1回訓練を実施すること。また、非常時の避難場所を施設内に掲示する等して、児童及び保護者に周知すること。	1 非常災害に備え、必要な措置を講じているか。	1 区実施要綱第5条第2項（7）（8）	1 必要な措置を講じていない。 2 措置が不十分である。	C B
14 感染防止の措置	事業者は、常時より次の感染防止のための対策を講じること。 （1）他の児童への感染の防止に配慮すること。 （2）手洗等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。 （3）児童の受入に際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。	1 感染防止について適切な措置をとっているか。	1 区実施要綱第5条第2項（4）	1 適切な措置をとっていない。 2 措置が不十分である。	C B